

若者の採用・育成を支援してほしい

ユースエール認定企業

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

対象者

認定基準を満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）

【主な認定基準】※この他にも認定基準があります。

1	学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること
	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
	・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※1
	・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
	・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上
	・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上

※1 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば可とします。

支援内容

ユースエール認定企業になると、以下のメリットがあります。

ハローワーク
などで重点的
PRを実施

労働局主催の
就職面接会などへの
優先参加が可能

自社の商品、広告
などに認定マークの
使用が可能



日本政策緊急公庫による
融資制度

公共調達における
加点評価

一部地方公共団体における
優遇措置

認定企業になるには

ユースエール認定企業になるには、福岡労働局へ申請が必要です。

認定基準を満たしていることを確認した後、福岡労働局から認定通知書を交付します。

詳しい認定基準、手続き方法などについては、福岡労働局のホームページをご覧ください。

（福岡県内のユースエール認定企業も、福岡労働局ホームページで確認できます。）

© https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/jirei_toukei/shokugyou_shoukai/newpage_00414.html



お問い合わせ先

厚生労働省福岡労働局 職業安定部職業安定課 若年雇用対策係

TEL：092-434-9802